

第 3 条(会員資格有効期間)

1.会員の資格の有効期間は、第 4 条に定める年会費を全額納付した日の翌日から翌年の同月末日までとします。尚、更新は 1 年間毎となります。

2.会員は、有効期限満了日の 40 日前までに会社に対して、会社の指定する届出書を以て更新しない旨申し出ない限り、有効期限は自動的に更新します。

第 4 条(年会費)

1.会員は、会社に対し会社の定める所定の年会費を支払わなければなりません。

2.会員が会員資格を更新する場合は、更新の都度年会費を納付することで、更に 1 年間会員資格の延長ができるものとします。

3.更新の年会費は預金口座振替によって納付されるものとし、有効期限の最終月の 5 日付で振替えされます。

この場合、改めて会社から会員に通知いたしません。

4.一旦納付された年会費(前項の振替年会費を含む)は、いかなる理由があっても返金されません。

5.年会費は、経済情勢の変動等により変更する場合があります。

第 8 条(客室が提供できないときの取扱い)

1.前条第 1 項により予約成立した施設において、会員に対して、契約した客室を提供できないときは、会社は、会員の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設を斡旋するものとします。ただし、契約した客室が提供できないことについて、会社もしくは施設の責めに帰すべき事由がないときはこの限りではありません。

2.前項の会員の了解を得られず、あるいは宿泊施設の斡旋ができないときは、会社は、宿泊料金相当額及び施設までの通常一般の往復交通費を上限として、補償料を会員に支払い、その補償をもって損害賠償とします。ただし、予約した施設の客室が提供できないことについて、会社もしくは施設の責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

第 15 条(会員資格の取消)

会社は、会員に次の事由が生じた場合、会員資格を取り消すことができます。この場合、会員は会員証を会社へ返還しなければなりません。

(1)会員が死亡した場合。

(2)法人正会員の場合、破産又は会社更生・民事再生・特別精算の申し立てがあったとき。

(3)会員が本規約に違反した場合。

(4)会員が施設の利用規程等に反し、円滑なサービス提供を妨げる行為をなす等、施設の運営を妨げ、会社の名誉・信用を傷つける行為があった場合。

(5)第 4 条の年会費の支払を 3 ヶ月以上遅滞した場合。

第 16 条(会員資格の消失)

会員は、前条の他、次の場合にその資格を失います。この場合、会員は会員証を会社へ返還しなければなりません。

(1)資格の有効期間が満了したとき。

(2)退会したとき。

第 18 条(規約の改正等)

1.会社は、会員の事前承諾なく本規約を変更または追加、及び年会費・利用料金・施設やサービスの内容等の改訂ができます。

2.前項の内容については、変更実施の 1 ヶ月前までにホームページにて通知し、かつこれをもって足りるものとします。

第 19 条(年会費、利用料金、各種会員サービスの改正)

1.会社は、会員の事前承諾なく、年会費の額、利用料金、利用範囲・予約方法・特典等各種会員サービスを変更・追加・廃止ができます。

2.前項の内容については、変更実施の 1 ヶ月前までにホームページにて通知し、かつこれをもって足りるものとします。